

減免の申請について (精神障害者保健福祉手帳の場合)

※ 減免の対象となる自動車は、車検証の名義が手帳所持者本人の名義の自動車です。(1人につき1台です。)

(ただし、家族運転申請の場合は生計を一にする者(同居)の家族名義でも可)

★ 精神障害者保健福祉手帳・・・等級が「1級」で「有効期限が切れていないもの」

申請期限 ……期限を過ぎるとその年度は減免できません

* 自動車税種別割又は環境性能割が課税されるもの → 登録時又は登録後30日以内

* 自動車税種別割及び環境性能割が課税されないもの → 登録日の翌年度4月1日から6月末まで

(減免に必要な書類)

※その他個別の状況に応じて、別途提出書類が必要になる場合があります。

本人
運
転

- 減免申請書
- 精神障害者保健福祉手帳(すべてのページの写し)
- 本人の運転免許証(両面の写し)
- 本人名義の車検証(写し)
- △既に減免を受けている場合は、その車の抹消登録証明書(軽自動車の場合は返納証)または名義変更後の車検証の写し

家
族
運
転

★運転者は、手帳所持者本人と同一生計(同居)であること

- 減免申請書(認め印で可)
- 精神障害者保健福祉手帳(すべてのページの写し)
- 同一生計(同居)の運転者の運転免許証(両面の写し)
- 車検証(写し)
- 障害者自立支援医療費受給者証
(減免の条件である、最低月1回以上の定期的な通院状況が確認できるもの)
または、下記の(A)～(D)の証明書のうちいずれか1つ
 - (A)「通学」のとき ……「通学証明書」
 - (B)「通院」のとき ……「通院証明書」
(【病名】と月又は週の【通院日数】が明記されたもの)
慢性疾患で、最低月1回以上の定期的で継続的な自家用車による通院が条件
 - (C)「通所」のとき ……「通所証明書」
(デイケア、デイサービスについては、施設の送迎車を利用できない正当な理由が明記されたもの)
 - (D)「生業」のとき …… 通勤証明書、所得証明書、源泉徴収票など
- △既に減免を受けている場合は、その車の抹消登録証明書(軽自動車の場合は返納証)または名義変更後の車検証の写し
- △同居しているが手帳の住所と免許証の住所が異なるときは、同居を確認することができる住民票の写し(コピーを提出)

★いずれの場合も、手帳をお持ちの方が入院中・入所中の場合は、原則減免に該当しません。